

学生生活相談室設置要綱

(設置等)

第1条 甲子園大学に学生生活相談室（以下「相談室」という。）を置く。

- 2 相談室は、学生個人の諸問題についてカウンセリング（カウンセリングは疾病治療を含まない。）を行い、学生が学生生活を有意義かつ健康に送れるように支援することを目的とする。

(組織)

第2条 相談室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長は、学務委員会副委員長（学生生活支援担当）をもって充てる。
 - (2) 相談員は、保健管理センター長及び看護師、クラス担任、学務委員会委員並びに学生課長をもって充てる。
 - (3) 心理相談員は、相談室専属の公認心理師又は臨床心理士の有資格者が担当する。
- 2 保健管理センター又は学生課が相談窓口となるが、相談員が対応する相談については相談窓口を経ないで直接相談することも可能とする。

(守秘義務)

第3条 相談室構成員及び学生課職員は、職務上知ることのできた学生の秘密を漏らしてはならない。

(心理相談員が対応する相談)

第4条 心理相談員が対応する相談は、次によって行う。

- (1) 相談室は、1号館2階の相談室（キャリアサポートセンター相談室の奥の1室）に所在する。
- (2) 週1回又は2回開室し、相談時間は午前10時から午後3時までとする。

(運営会議)

第5条 室長は、相談室の運営に必要な事項を審議するため、学生生活相談室運営会議（以下「運営会議」という。）を開催することができる。

- 2 前項に定める運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 室長（学務委員会副委員長（学生生活支援担当））
 - (2) 保健管理センター長及び看護師
 - (3) 学務委員会委員若干名
 - (4) 学生課長

(5) 心理相談員（公認心理師又は臨床心理士）

(6) 室長は、必要に応じて公認心理師又は臨床心理士の資格を持つ教員の出席を求めることができる。

3 室長は、運営会議を召集し、議長を務める。

(庶務)

第6条 相談室及び運営会議の庶務は、学生課において処理する。

(要綱の改廃)

第7条 この要綱の改廃は、学務委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この要項は、平成22年12月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年10月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年5月27日から実施し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。